

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社京葉銀行		コード	8544
提出日	2022/6/1	異動(予定)日	2022/6/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	秋山 勝貞	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
2	内村 廣志	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
3	戸部 知子	社外取締役	○													○	△	訂正・変更	有
4	上西 京一郎	社外取締役	○													○		新任	有
5	小野 功	社外監査役	○													○		訂正・変更	有
6	花田 力	社外監査役	○													○		訂正・変更	有
7	岩原 淳一	社外監査役	○													○		訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	秋山勝貞氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏が常務理事を務めておられた一般社団法人第二地方銀行協会へ会費等の支払いがありますが、2021年度の取引額は、同協会経常収益の1%未満です。	日本銀行の発券局長、政策委員会室長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を、当行の経営に活かしていただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
2	内村廣志氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏が副会長・専務理事を務めておられた一般社団法人第二地方銀行協会へ会費等の支払いがありますが、2021年度の取引額は、同協会経常収益の1%未満です。	大蔵省に入省され、東海、近畿、関東の各財務局長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を、当行の経営に活かしていただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
3	戸部知子氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏が労働委員会事務局長等を務めておられた千葉県と当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同県へ寄付を行っております。また、千葉県支部事務局長を務めておられた日本赤十字社と当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同社へ寄付を行っております。2021年度の取引額は、いずれも、当該取引先連結売上高又は経常収益の1%未満、当行連結業務粗利益の1%未満です。	千葉県および日本赤十字社における職務を通じて培ってきた幅広い知識・経験を、当行の経営に活かしていただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
4	上西京一郎氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏が代表取締役社長兼COO社長執行役員を務めておられた株式会社オリエンタルランドと当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同社へ店舗賃借料等の支払いがありますが、2021年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1%未満、当行連結業務粗利益の1%未満です。	企業経営を通じた幅広い知識と豊富な業務経験を、当行の経営に活かしていただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
5	小野功氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏が取締役を務めておられた株式会社日立製作所と当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同社へシステム関連の支払いがあります。また、取締役会長を務めておられた株式会社日立ソリューションズと当行の間には預金取引があり、当行からシステム関連の支払いがあります。2021年度の取引額は、いずれも、当該取引先連結売上高の1%未満、当行連結業務粗利益の1%未満です。	企業経営及び金融関係におけるITの専門知識と経験を活かし、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当行の経営を監視していただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
6	花田力氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏が代表取締役会長を務めておられた京成電鉄株式会社と当行の間には預金及び融資取引がありますが、2021年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1%未満、当行連結業務粗利益の1%未満です。	企業経営を通じた幅広い知識と豊富な業務経験を活かし、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当行の経営を監視していただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
7	岩原淳一氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏がコンプライアンス室長等を務めておられた新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)へ会計監査報酬等の支払いがありますが、2021年度の取引額は、当該法人収入の1%未満です。	公認会計士として長年培ってきた財務及び会計に関する幅広い知識と豊富な業務経験を活かし、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当行の経営を監視していただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当行が定める独立性判断基準は以下のとおりです。

【社外役員の独立性判断基準】

当行における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）
 - (1) 上記1から4までに該当する者
 - (2) 当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。
 - (注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
 - (注2) 当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先
 - (注3) 当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先
 - (注4) 総議決権の10%以上を所有する株主
 - (注5) 業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。
 - (注6) 二親等内の親族。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。